

広島県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション十夢	尾道市高須町一四三六番地	令和八年一月一日
訪問看護ステーション光風	廿日市市地御前北一丁目九番二二号	令和八年二月一日